

# マネジメントシステム

32 コーポレート・ガバナンス

35 コンプライアンス

36 役員一覧

エネルギービジネスの展開を通じて、人々の豊かで安全・安心な暮らしを支える企業でありたい。これが、J-POWERグループの願いです。J-POWERグループは、日々の事業活動を実践しながら、社会とともに自らも持続的に発展・成長していくことを目指しています。

### 基本的な考え方

J-POWERグループは、「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」という企業理念の下、長期的な企業の発展と企業価値の向上を図り、さまざまなステークホルダーの皆様からの信頼を得るべく努

めています。そのため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な経営課題であると考えています。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役2名を含む取締役会（計13名）と、社外監査役3名を含む監査役会（計5名）を両輪とするコーポレート・ガバナンス体制を構築し、監督・監視機能の強化を図っています。（コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2014年6月26日付で社外取締役1名を増員しています。）

当社では、代表取締役および常務執行役員・執行役員が業務執行を担うとともに、独立的な観点から非執行の取締役として経営の意思決定に参加する社外取締役が出席する取締役会等を通じて、相互に監督し合う体制を築いています。さらに、監査役が取締役会をはじめとする会議等へ出席することにより、取締役の職務の執行状況を常に経営監視しています。監査役の半数は、国内有数の上場企業の経営や行政実務等の経験が豊富な社外監査役としており、コーポレート・ガバナンス機能が十分に発揮できる体制を整えていると考えています。

なお、社外取締役と社外監査役については、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、全員を独立役員（独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役）として指定しています。

#### 役員体制の見直し

当社は、業務執行機能・ラインの明確化を図るため、2012年6月26日付けで役員体制を見直しました。取締役は監督機能を担い、執行機能は会社法上の業務執行権限を有する代表取締役と、常務執行役員・執行役員が担う体制とし、これにより

責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を図っています。

#### 取締役の職務執行の法令等への適合

取締役は「J-POWERグループ企業理念」の下、「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な行動を率先垂範するとともに、その社員への浸透を図っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固対決することとし、従業員に対しても周知・徹底しています。

#### 取締役の職務執行体制

当社は、すべての取締役と監査役（社外取締役・社外監査役を含む）が出席する「取締役会」を原則月1回（必要に応じて随時）開催しています。また、全取締役（社外取締役を除く）、全常務執行役員、常勤の全監査役が出席する「常務会」を原則毎週開催し、取締役会に付議する案件、および取締役会が決定した方針に基づく社長および副社長の業務執行のうち、全社的な重要事項について審議を行っています。また、個別の業務執行にかかわる重要事項については、全代表取締役、関係する常務執行役員・執行役員、常勤の全監査役で構成する「経営執行会議」を原則月2回開催し、審議を行っています。また、「取締役会」「常務会」「経営執行会議」による機能配分に加え、執行役員制度も導入しています。代表取締役と常務執行役員・執行役員が、業務執行を分担する体制を構築すること

で、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

代表取締役および常務執行役員・執行役員は、職務執行の状況を定期的に、また、必要に応じて随時、取締役会または常務会に報告します。また、その内容に関する法令および社内規程に従い議事録を作成し、適正に保存・管理しています。その他の職務執行にかかわる文書についても、社内規定に従い、適正に作成・保存・管理しています。

これらの監督・監視機能に加えて、適切な業務執行を確保するために「業務監査部」を設け、他の機関から独立した立場で内部監査を行っています。また、各機関においても、当該機関の業務執行に関する自己監査を定期的実施しています。

社外への情報開示に関しては、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置して、公正かつ透明な企業情報の開示を、適時、積極的に行っています。

#### アドバイザーボード

さらに、コーポレート・ガバナンスの向上につなげることを目的に「J-POWERアドバイザーボード」を設置し、社外の有識者から、企業価値の向上に資する多面的かつ客観的な助言・提案をいただいています。「J-POWERアドバイザーボード」は、4名の社外委員と社内委員（社長をはじめとする全代表取締役）で構成され、年に数回開催します。社外委員については、エネルギー事業との直接的なかわりではなく、幅広い経験や見識を重視して選任し、当社の経営状況、経営計画、主要課題等について、活発な意見をいただいています。

#### 社外委員

(2014年6月末現在)

佐和 隆光氏 国立大学法人 滋賀大学学長

嵐 信彦氏 ジャーナリスト

西水 美恵子氏 シンクタンク・ソフィアバンクシニア・パートナー

和地 孝氏 前テルモ株式会社 名誉会長

#### 監査役による監査

監査役は会社法に基づき設置され、取締役の職務執行の適法性や適正性を監査しています。本店においては取締役会をはじめとする重要会議への出席や、取締役・執行役員等から職務執行状況の聴取を実施すること等により監査を行っていま

す。現地機関や国内・海外の子会社については往査等を実施しています。

また会計監査では、会計監査人と連携し、監査計画や監査実施結果について定期的に報告を受け意見交換を実施すること等により、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を判断しています。

これらの監査の実施に際しては、内部監査部門である業務監査部と連携しています。

なお、監査役スタッフの体制については、取締役の指揮命令系統から独立した監査役室を設置し、専任スタッフが監査役の行う監査の補助をしています。

#### グループガバナンス

当社グループは全連結会計を採用しています。グループの総合力として連結業績が一層重要であることを認識し、グループ各社の役割を明確化して、分業体制による価値増大を図っています。

関係会社の管理に当たっては、当社グループの経営計画に基づき、グループ全体としての総合的発展を図ることを基本方針としています。関係会社の管理は社内規程に従って行い、加えて「グループ経営会議」により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。また、監査役および業務監査部が関係会社の監査を実施することで、企業集団における業務の適正さを確保しています。

また、グループ全体における情報交換等を行うことを目的として全社機関長会議(J-POWERサミット)が設置されており、年に数回、社長をはじめとする取締役および常務執行役員・執行役員、常勤の監査役、国内外機関の長、主要子会社の代表者等を集めて、グループとして共有・実施すべき事項に関する情報の周知、要請意見交換等を行っています。

#### リスクの管理体制

企業活動の遂行にあたってのリスクについては、意思決定の過程における相互牽制、各種会議体での審議、社内規程に基づく平時からの危機管理体制の整備等により、リスクの認識と回避策を徹底するとともに、リスク発生時の損失による影響の最小化を図っています。

